

平成30年第1回市議会の質疑概要

【定例会】平成30年3月5日（月）

■ 芝田 一 議員（公明党堺市議団）「中央図書館について」

質問：「今後の中央図書館のあり方」答申の概要と今後の進め方・スケジュールについて。

答弁：「今後の中央図書館のあり方について」の堺市立図書館協議会答申は、これから概ね10年間の図書館のあり方を中央図書館を中心に各区の図書館、分館も含めて審議し、平成29年3月30日に提出されたもの。答申内容は、今後の社会状況や市民ニーズの変化などに対応するため、乳幼児から高齢者まで様々なライフステージに応じたサービスの充実などのソフト事業を中心に述べられている。

答申を受け、今年度は、図書館来館者だけではなく、現在、図書館を利用されていない方も含めて、広く市民のニーズや要望等を把握するために、中央図書館基本構想基礎調査を実施し、これらを踏まえ、平成30年度を目途に基本構想として取りまとめる予定である。

質問：教育委員会としての基本構想策定後の取組みについて。

答弁：教育委員会としては、市民の利便性の向上はもとより、まちの魅力づくりを鑑み、基本構想をふまえて、立地場所の検討も含め、中央図書館の整備に向けた基本計画の策定へと進めたいと考えている。図書館は、様々な世代が集う地域の知の拠点として、大変重要な施設であると認識している。今回の答申の内容を十分精査し、市長部局と連携しながら、堺市にふさわしい中央図書館について検討してまいりたい。

質問：市長の認識について。

答弁：＜市長＞中央図書館は堺市の知の殿堂。現行の中央図書館のあり方について十分議論しながら、良い図書館をつくっていきたいと考えている。

要望：基本構想から基本計画、実施計画と間断なく継続させるためには、市長のリーダーシップが求められるところ。めざす図書館像を盛り込んだ基本構想を策定していただき、構想実現に見合う立地場所がなくなったという結果に陥らないように注視してほしい。

平成30年第1回市議会の質疑概要

【文教委員会】平成30年3月13日（火）

■松本 光治 委員（公明党堺市議団）「中央図書館について」

質問：中央図書館の現況について。

答弁：中央図書館は、昭和46年7月に宿院町から大仙公園内に移転し、現在に至る。本施設は、地上3階、地下2階の鉄筋コンクリート造り、延べ床面積は4,634.92平米で、一般閲覧室、こども室、集会室、書庫などを有している。来館者数は年間約70万人、蔵書数は約56万冊となっている。

質問：中央図書館の今後のあり方について。

答弁：平成29年3月に中央図書館のあり方についての答申が提出され、今年度は基本構想を策定するための基礎調査を実施した。また、30年度を目途に基本構想を取りまとめる予定。基本構想については、図書館のサービス機能を中心に取りまとめることとしている。

質問：答申に盛り込まれている機能を実現するにはどのくらいの図書館のスペースが必要と考えるか。

答弁：答申には様々なサービス機能が示されているため、市民ニーズに適合したサービス面の充実を考えている。今後具体的に、現在調査中であるが、図書館サービスの充実のための根拠を見極めていきたい。

質問：新中央図書館の立地場所について、市長の考えは。

答弁：＜市長＞今の立地は歴史文化都市の中心に位置しある意味で良く、現在の中央図書館の立地も含め、場所について幅広く考えていきたい。

質問：施設の課題について問う。

答弁：中央図書館は、開館して約46年が経過しており、ユニバーサルデザインの対応やバリアフリー化など安心・安全で快適な読書環境の整備等という視点で、こども室へのスロープの設置やエレベーターの改善などが必要であると考えている。

平成30年第1回市議会の質疑概要

【文教委員会】平成30年3月13日（火）

■伊豆丸 精二 委員（大阪維新の会堺市議会議員団）

「図書館を核としたまちづくりについて」

質問：図書館は法律上どのように規定され、どのような役割を担っているのか。

答弁：法律上の規定ということで大きな括りで申し上げますと、教育基本法の中で図書館は、博物館、公民館とともに社会教育施設として位置づけられている。また、図書館が担う役割につきましては、図書館法第2条において『『図書館』とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設』と規定されている。

質問：多くの自治体では教育委員会が図書館を所管しているが、法的根拠としてどのようなことが挙げられるか。また、政令指定都市の中で、首長部局が図書館を所管している都市があるが、どのような運営によるものなのか。

答弁：所管の法的な規定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条において、地方公共団体は学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置することができる」と規定されており、同法第32条において、図書館については教育委員会が所管するものとされている。また、社会教育法では第5条第4号で「所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。」が市町村の教育委員会の事務とされている。さらに、図書館法の中では第7条の2において、図書館の設置及び運営上望ましい基準は文部科学大臣が定めるものと規定されており、同法第13条では、地方公共団体の教育委員会が、設置する公立図書館に必要と認める職員を置くこととされている。なお、政令指定都市では、浜松市と広島市の2市で、首長部局が図書館を所管しており、運営としては首長部局職員が教育委員会の事務の補助執行を行っている。

質問：図書館が社会教育施設のひとつとして教育委員会所管となっている意義はどこにあると考えるか。またその中で他の社会教育施設と比べてどのような特徴があるか。

答弁：教育委員会制度の意義として、①政治的中立性の確保、②継続性、安定性の確保、③地域住民の意向の反映の3点があり、図書館をはじめとする社会教育施設においても、これに則った施策展開が期待されていると考えている。これら社会教育施設の中で図書館は、図書、記録のほか必要な資料を収集、整理、保存して一般公衆の利用に供する施設である、図書館法で入館料のほか図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないと定められていることが特徴の一つ。また、広く国際的な観点からみても、例えばユネスコ公共図書館宣言において、蔵書およびサービスが思想的、政治的、宗教的な検閲、商業的な圧力に屈しないことが求められていることなども特徴である。

質問：これまでの市議会での議論では、まちづくりの観点から図書館がにぎわい創出の核となる施設としても論じられているが、その点についてはどう考えているか。

答弁：図書館は子どもから社会人、高齢者の方まで、誰でも、またひとりでも気軽に利用できる、地域で多くの人が集う公共施設。平成29年3月に、堺市立図書館協議会から提出された「今後の中央図書館のあり方」についての答申においても、図書館が行うサービスについて、多様な個性や関心を持ち、多種多様なニーズを持つ利用者に応えていくために、地域コミュニティの求めているものは何かといったコミュニティの課題の把握やデジタル資料など多様化する情報の利活用の重要性が述べられている。様々な社会情勢の変化を受けて、生涯学習の場としての役割に加え、個人や地域の課題解決支援、ICTの進化に合わせた情報提供また地域の交流の場等、様々な機能が期待されるようになってきている。このような図書館の機能を、まちの魅力づくりにも活かすなど、全国各地で様々な新たな取り組みが展開されていることは認識しており、そうした事例を研究しながら本市のまちづくりと連携していくことは必要であると考えている。

質問：行政組織として、図書館政策を市長部局の職員が担う方法もある。市長が市民の求める声を代弁して政策を行っていくことが実現スピードの速さや予算確保という観点からも適しているのではないか。これまで以上に民意が反映された図書館が作れるのではと思うが、市長はどう考えるか。

答弁：＜市長＞図書館行政においても民意を反映することは必要。ただし、図書館はあくまで知の拠点。市民が読書や調べものをする、歴史文化の拠点であり、そこに多くの人が集まり、その結果にぎわいが生じるということで、にぎわい目的に図書館を作るのは本末転倒である。そういう意味で教育委員会の意見を聞いて図書館の充実を図っていきたいと考えている。また、図書館は学校図書館と連携しており、教育委員会に置く理由もあると考えている。本市における学校図書館との連携のあり方を考えると、今の体制のまま強化、充実をしていく、そして様々な方に来ていただけるような図書館を目指していきたいと考えている。

要望：固定された世代だけでなく、より若い世代も足を運びたくなるような図書館へとイメージを変えていってほしい。

平成30年第1回市議会の質疑概要

【平成30年度予算審査特別委員会（文教分科会）平成30年3月13日（火）】

■松本 光治 委員（公明党堺市議団）「東図書館の図書返却ポストについて」

質問：図書館における返却ポストの現状について。

答弁：図書館においては利用者の利便性を図るため、図書館の閉館時も貸出された図書を返却できるように、全館に返却ポストを設置している。その形状については、図書館の玄関や出入口付近に投入口を設け施設と一体となっているタイプがほとんどだが、一部の図書館では郵便ポストのように図書館建物外に設置しているものもある。

質問：東図書館の返却ポストの現状について問う。

答弁：東図書館は、北野田駅前のアミナス北野田4階にあり、図書館玄関の出入口横に返却ポストを設けているが、アミナス北野田が施設管理面の関係で、23時から翌日8時30分まで入館不可としているため、利用者はこの時間帯に返却ポストを利用することができない。

質問：返却ポストの購入費を予算化したと聞いたが、返却ポストの設置場所と形状について。

答弁：平成30年度に購入する返却ポストの設置場所については、返却された図書を回収する際に雨に濡れないように、北野田駅前西広場の階段下スペースを予定している。形状については、駅前に設置することから、返却される図書数がこれまで以上に多くなると見込まれるために大型となっており、幅1.5m、奥行1m、高さ1.5mの箱型で、材質は雨・埃に強いステンレス製とする。また、返却ポストに投入された図書を円滑に回収し東図書館へ運搬するため、2台の返却カートを収納している。

質問：返却ポスト設置に向けた今後のスケジュールについて。

答弁：今後のスケジュールについては、設置場所は堺市が管理する道路に該当するため、本市担当課の道路占用許可及び警察署の道路使用許可が必要となる。また返却ポストは特注品であるため、公募・発注を行ってから、製作・完成までに2箇月半を必要とする。そのため、平成30年4月に事務を開始したとしても、設置場所のフェンス改修工事等を含め、早くても6月下旬頃の利用開始になると考えている。

質問：利用者への周知方法について。

答申：図書館利用者への周知については、報道提供を行うとともに、広報さかいや図書館ホームページへの掲載、各図書館でチラシ配布を行う等、広く図書館利用の利便性向上について周知していきたいと考えている。

質問：設置場所の安全対策について。

答弁：現在、設置予定場所のすぐ横に南海電鉄の仮設トイレがあり、深夜でも照明をつけていることから大変明るく、現時点において防犯上の問題点が確認できていない。今後、仮設トイレが撤去された時点で明るさ等の安全確認を行い、必要であれば対応を検討し、利用者の安全・安心の確保に努めたいと考えている。

平成30年第1回市議会の質疑概要

【予算審査特別委員会・総括質疑】平成30年3月20日（火）

■木畑 匡 委員（ソレイユ堺）「中央図書館関連予算について」

質問：「今後の中央図書館のあり方について」（答申）をうけて、今年度実施した取り組みは。

答弁：答申をうけ、今年度は図書館来館者だけではなく、現在、図書館を利用されていない方も含めて、中央図書館基本構想基礎調査として、18歳以上の市民約4,000人を無作為に選び、郵送によるアンケート調査を実施した。

質問：中央図書館基本構想基礎調査の目的、内容、現時点での進捗について。

答弁：調査は、ライフステージに応じた図書館サービスの充実などソフト事業を中心とした図書館サービス機能を取りまとめるための基礎資料として、広く市民の意見や要望等を把握するために実施。利用状況や未利用の理由、個々のサービスの充実の必要性についてなど23項目を尋ねた。平成29年11月から平成30年1月にかけて実施し、1,330人から回答を得た。現在、アンケート調査の結果を集計、分析しているところ。

質問：図書館の多様化するニーズについて。

答弁：図書館は、様々な世代が集う地域の知の拠点であり、答申においても、多様な個性や関心、ニーズを持つ利用者に応えるため、コミュニティの課題の把握やデジタル資料など多様化する情報の利活用の重要性が述べられている。あわせて、様々な社会情勢の変化を受けて、生涯学習の場としての役割に加え、地域の交流の場や市民の自主的・自発的な学習活動の支援、講座、資料展示など多様な学習機会の提供も求められている。

質問：まちづくりにおける図書館の重要性について。

答弁：この度の答申は、「まちづくり計画やまちの魅力づくりにも資する図書館であるため」の提案であると「はじめに」の中で記載されている。これを受け、教育委員会としても図書館がまちづくりの中で果たす役割は意識しているところであり、それらを鑑みながら、今後の基本構想策定等に活かしていくことは重要であると考えている。

質問：平成30年度の取り組みについて。

答弁：まず、答申の内容や調査結果に基づいた課題整理や有識者からの意見聴取などを行う。そのうえで、ICTの進化にあわせた新たな情報サービスやさまざまなニーズに応じた暮らしに役立つ図書館サービスの展開、市民の利便性向上にむけた取り組みなど堺市にふさわしい図書館サービスの機能を検討した基本構想を取りまとめる予定。

質問：市長部局との連携について。

答弁：中央図書館基本構想の策定に向けてこれからの図書館サービスにふさわしい機能は、本市における様々な年代の特徴や実際の市民生活の現状を踏まえて分析していくことが重要であり、機会を捉えて関係する市長部局との情報共有や情報交換は必要だと考えている。また、基本構想策定後に、立地場所の検討も視野に入れ基本計画、実施計画へと進めていく際には、市長部局との連携は欠かせないと考えている。